

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
 (朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

こども・健康部保険年金課

1 改正の趣旨

本議案は、令和6年度税制改正において国民健康保険に係る低所得者の保険税軽減措置が拡充され、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたのでその承認を求めるもの。

2 主な改正内容

低所得者における保険税軽減の判定基準となる所得基準額を引き上げる措置で、被保険者数に乗すべき金額を5割軽減の対象となる被保険者については、29万から29万5千円に引き上げ、2割軽減の対象となる被保険者については、53万5千円から54万5千円に引き上げるもの。

3 規定内容

	改正条文	軽減	改正前	改正後
1	第12条第1項 第2号	5割	世帯の所得合計が 43万円+ (29万円×人数) 以下	世帯の所得合計が 43万円+ (29万5,000円×人数) 以下
2	第12条第1項 第3号	2割	世帯の所得合計が 43万円+ (53万5,000円×人数) 以下	世帯の所得合計が 43万円+ (54万5,000円×人数) 以下

4 施行期日等

令和6年4月1日から施行

この条例による改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

担当

こども・健康部保険年金課

国民健康保険係

電話463-0283直通